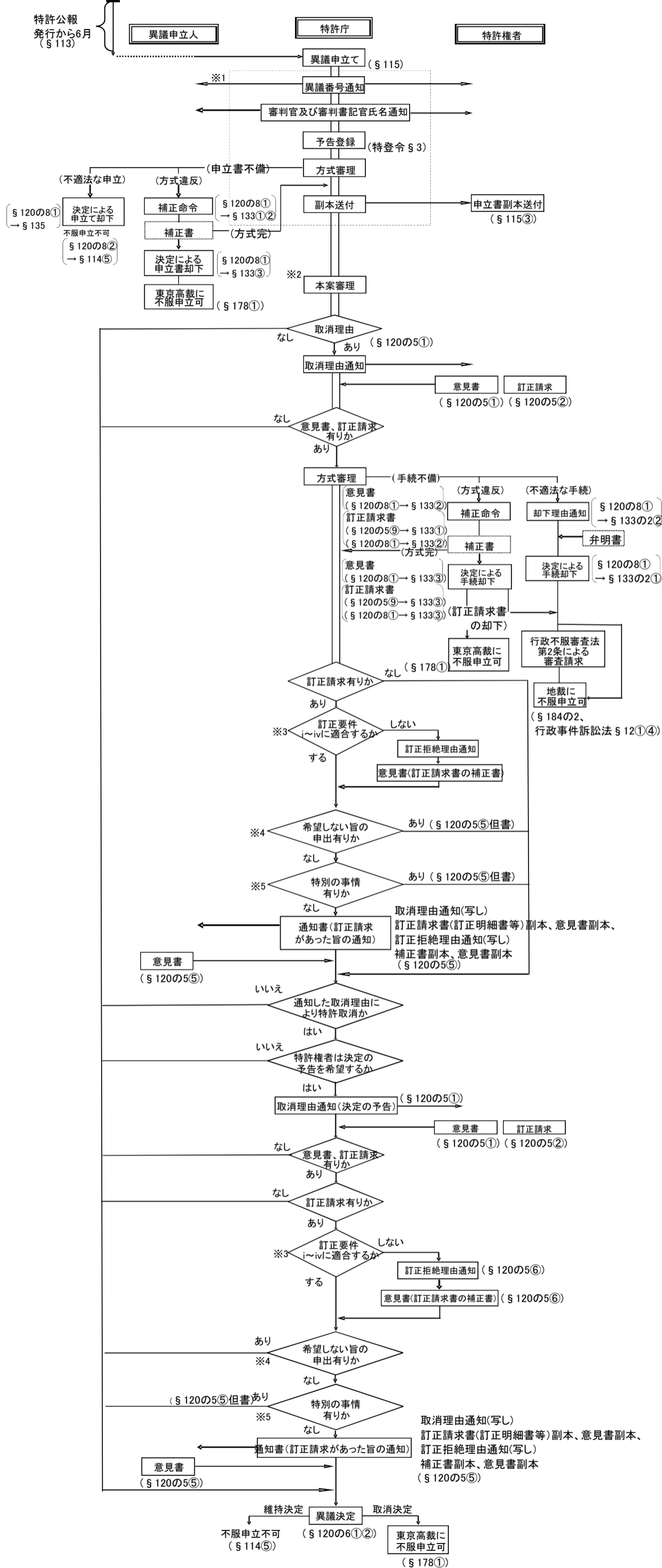


特許異議の申立てのフロー図(詳細版)



※1
申立てがあることに点線枠内()を繰り返す。

※2
申立て期間経過後、審理する。ただし、特許権者から特許異議申立期間経過前審理の上申書の提出があるときは、経過を待たずに審理する。

※3
訂正要件 i ~ iv とは、次にあげる要件を指す。

- i 特 § 120の5②: 訂正の目的(特許請求の範囲の減縮、誤記・誤訳の訂正、明瞭でない記載の解釈または他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものにする(書き下しをする)こと)のいずれか。
- ii 特 § 120の5⑨→特 § 126⑤: 特許明細書等(誤記・誤訳の訂正の場合は当初明細書等)の範囲内訂正(新規事項禁止)
- iii 特 § 120の5⑨→特 § 126⑥: 特許請求の範囲の拡張・変更禁止
- iv 特 § 120の5⑨→特 § 126⑦: 独立特許要件(特許異議の申立てがされていない請求項に係るものであって、特許請求の範囲の減縮または誤記・誤訳の訂正を目的とするものに限る)。

※4
異議申立書に希望しない旨の申出があるとき(異議申立人が訂正請求に対し、意見書の提出を希望しない。)

※5
特別の事情にあたる場合は次の場合を指す。
※⑤、⑥は、取消理由通知(決定の予告)に対し、訂正の請求があった場合のみ。

- ① 訂正の請求が訂正要件に適合しない場合
- ② 訂正が誤記の訂正等軽微なものである場合
- ③ 訂正が一部の請求項の削除のみの場合
- ④ 訂正が特許異議の申立てがされていない請求項のみについてされた場合
- ⑤ 訂正の内容を検討しても、特許を取り消すべきと合議体が判断した場合

なお、取消理由通知(決定の予告)の前に行った取消理由通知において訂正の請求がされず、特許異議申立人に意見書の提出の機会が与えられていない場合は、①~⑤の場合を除き、特許異議申立人に意見書の提出の機会を与える。
⑥ 他方、すでに特許異議申立人に意見書の提出の機会が与えられている場合であって、訂正請求によって権利が相当程度減縮され、事件において提出された全ての証拠や意見等を踏まえて更に審理を進めたとしても特許を維持すべきとの結論となると合議体が判断したときは、特別の事情にあたるとして、特許異議申立人に再度の意見書の提出の機会を与えることなく、維持決定をすることができる。